令和8年度 第2回市川市下水道事業審議会

会議録

1 開催日 令和８年8月19日(水) 午前 10 時から11時50分

2 場所 市川市役所第1庁舎 第1委員会室(住所:市川市八幡1－1－1)

3 出席者

委 員 森田会長、杉浦副会長、竹内委員、久保川委員、つかこし委員、
亀田委員、横尾委員、冨永委員、知久委員、井上委員、幸前委員、
諸星委員、土屋委員

市川市 仙波 俊郎(下水道部部長)、西澤 重悟(下水道部次長)
本間 亜矢子(下水道経営課長)
外岡 伸一(下水道建設課長)、窪 政樹(下水道建設課副参事)
浅田 隆行(河川・下水道管理課長) 他

4 会議内容 適正な使用料水準に対する考え方について

5 配布資料

⑴ 適正な使用料水準に対する考え方について(第2回審議会)
(次第)

- 本市の水洗化普及に向けた取り組みと今後の方向性について
- 本市の経営状況や今後の見通しについて
- 《審議》適正な使用料水準について

⑵ 資料2 維持管理費の比較について(4人家庭を想定)

⑶ 資料3 【参考】市川市下水道事業経営戦略(令和7年3月)より抜粋

開会および資料の確認

○ 下水道経営課主幹 中村

それでは初めに、資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料として、次第、席次表、資料 1「下水道事業会計の適正な使用料水準に対する資料」、資料 2「維持管理費の比較」、資料 3「下水道事業経営戦略(改定)の考え方」を用意しております。

本日の資料や議場に関して、何か不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

なお、審議中のご発言の際にはハンドマイクを用意しておりますので、マイクを使ってご発言をお願いします。

それではここで、今回の審議会に先立ちまして、先日発生いたしました本市の大雨の状況につきまして、下水道部長の仙波よりご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

下水道部長挨拶

○ 下水道部長 仙波

皆様おはようございます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。また、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま、お話がありましたように、8 月 13 日に千葉豪雨が発生し、本市も大きな被害を受けておりますので、まず委員の皆様に現時点での状況につきましてご報告をさせていただきます。

当日は、15 時 30 分ぐらいから雨脚が強くなり、16 時 27 分にはレベル4の大雨・洪水危険警報が発表されました。そのあと、19 時 30 分にはレベル5の大雨特別警報が発表されました。

市川市では、避難所 15 ヶ所を開設して避難者を受け入れ、大規模な冠水に対して交通規制や排水作業などを行ってまいりました。

住宅被害につきましては、現在も連絡が入っている状況でございまして、まだ全体が把握できておりませんが、床上・床下の被害につきましては多数発生している状況でございます。

このような被害をもたらしました今回の降雨でございますけれども、市の北東部、こちらの方がかなり強かったということで、時間最大雨量は67.5ミリとなっており非常に強い雨が降ったということが想定されます。

ご存じの通り、市川市で進めている浸水対策というものは、時間 50 ミリ程度の降雨に対して進めているところでございまして、このような豪雨に対してすべてハード対策で対応していくというのは非常に困難だと考えております。

少しでも被害が軽減されるように、また何よりも命を守ることを最優先に、迅速な避難行動や情報発信といったソフト対策と両面で対策を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 森田会長

ありがとうございました。それではこの後の進行につきましては、私の方で進めさせていただきたいと思います。

それでは皆さんおはようございます。

ではこれから会議に入っていきますが、その前に本協議会の成立と会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

○ 下水道経営課主幹　中村

本日は委員 15 名のうち 13 名が出席されておりますので、市川市下水道事業審議会条例の会議開催規定（委員定数の過半数以上の出席）という条件を満たしております。

したがって、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

なお、菊地委員と世古委員の 2 名につきましては、本日用務のため欠席との連絡がございました。

○ 森田会長

それでは成立ということでございますので、これから「第 2 回 下水道事業審議会」を開会したいと思います。

続きまして、会議の公開についてですけれども、条例で原則公開と決まっております。

非公開にするのは個人情報があるような場合ですけれども、今回の審議会については、個人情報はありませんので公開として扱いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 森田会長

それでは公開といたします。傍聴される方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 下水道経営課主幹　中村

はい。傍聴希望された 2 名がいらっしゃいます。

○ 森田会長
わかりました。それでは傍聴者の方の入室をお願いします。

議事：適正な使用料水準に対する考え方について

○ 森田会長
それでは早速でございますが、本日の会議の議事に入っていきたいと思います。
進め方としてはこれまでと同様で、事務局から議題の説明をしていただいて、そのあとに皆さんから質疑応答をしていくということで進めてまいりたいと思います。
それではまず、次第の１の説明を事務局よりお願いいたします。

○ 下水道経営課長 本間
下水道経営課でございます。よろしくお願いいたします。
本日の議案について説明させていただきます。
前回の審議会では、下水道使用料の仕組みや下水道事業の現状について説明をさせていただき、その後、市長から「下水道使用料の適正な水準及び今後の下水道使用料のあり方」について諮問いたしました。
本日の審議会からは、諮問いたしました内容についてご審議をいただきたいと思います。
議題は、「適正な使用料水準に対する考え方について」となります。
活発なご議論を賜りますようよろしくお願いいたします。

次第1 本市の水洗化普及に向けた取組と今後の方向性について

○ 下水道経営課長 本間
それでは本日の議事に入らせていただきます。
下水道使用料をご審議いただくに当たりましては、使用料改定の議論だけでなく、本市として使用料収入の確保に向けてどのような取組を行っているかをご理解いただくことも重要であると考えております。
そこで、本日はまず、使用料収入の確保につながる本市の水洗化普及についてご説明いたします。
前回の審議会におきまして、「下水道接続を進める取組み」に関するご質問をいただくとともに、説明事項に加えてほしいとのご要望をいただいております。
そうしたご意見も踏まえ接続率の現状や課題、本市の取組について説明をいたします。
２ページをお願いします。接続率についてです。

「下水道接続を進める取組み」は生活排水を適切に処理することで、地域の川や海などの水質を保全し、快適で衛生的な生活環境を維持するための重要な取組です。同時に、使用料収入を確実に確保するための取り組みでもあります。

前回の審議会におきまして、接続率が下降傾向にありますことにつきまして、本市では、近年の急速な整備拡大により、整備人口が大幅に伸びたなかで、比較的ゆっくり増加していく接続人口が、短期的に追いついていないことにより、接続率が低迷しているものと推察していると説明をいたしました。

⑴の令和 6 年度と 7 年度の比較をご覧ください。

②接続人口は確実に伸びているものの、①整備人口の伸びの方が大きいことが分かります。整備人口、接続人口について、混同しないようイラストにしております。

⑵をご覧ください。

①の整備人口とは、整備が終わり、公共下水道を利用できる状況にある人口です。下水道に実際は接続していない方も含みます。

②の接続人口とは、整備が終わり、なおかつ下水道に接続している人口です。

接続率とは、左下に口で囲った中の式で導いた値となり、整備人口における、接続人口の割合となります。

①の整備人口の増を分母、②の接続人口の増を分子とした場合の率がもとの90．8%を下回ったことから、接続率は下がりました。

右側のグラフをご覧ください。令和元年度からの、整備人口と接続人口の推移を示しております。

①上の青色の線は整備された地域にお住まいの方の数となり接続が可能となった人口で、令和 5 年度からの 3 年間で、大幅に増加したことが分かります。

これに対しまして、②下のオレンジ色の線が実際に接続されてる方の数となり、一定のベースで伸びていることが分かります。

②の下水道使用料収入に結び付く接続人口は確実に増加をしているものの、①の整備人口の大幅増加により、短期的に追いついていないことが③の赤の点線で示しました部分です。

①分母の「整備人口」の大幅増加に対し②分子の「接続人口」伸びが一定であることから、「接続率」が、減少傾向となるものです。

このように、接続率は、整備を積極的に進めていることで、減少傾向となりますことから、「下水道接続を進める取組み」につきましては、接続率の減少傾向だけではなく、接続している人がどれくらい増やせたかというのを説明のポイントとするとよいのではないかとのご意見を前回の審議会でいただきましたので、接続率だけではなく、接続人口の増加についても着眼してまいります。

また、前回の審議会で、2～3%接続率が上がれば補えるのではないかとの意見が、市民の皆様から寄せられた場合、説明できるようにとのご意見を頂戴しました。

今年度、令和８年度に、分母である、整備人口の増が令和７年度同程度の 8,400 人あった場合、令和７年度下水道に接続していただきました人数が 4,300 人であったのに対し、7,600 人の方に接続していただくことが必要となります。

このことから、整備を進めている現在、分母の伸びが大きい中では２パーセント、３パーセント、接続率を上げることで、使用料の赤字を補うということは大変難しい現状でございます。

このように接続率を上げることは難しいことではありますが、減少傾向ではあるものの接続人口を増やす努力、促進活動については、水質を保全し、快適で衛生的な生活環境を維持するため、また、下水道使用料の獲得に直結する重要な課題ですので、積極的に取り組んでまいります。

３ページ目をご覧ください。

前回、未接続の状況についてのご質問と、接続を早期に促す市の努力についてご要望を承りましたので、本市の現在の活動と今後の取組についてご説明いたします。

これまで、下水道の整備効果を早期に発揮させるため、整備済み区域における早期接続を目標に、下水道接続を進める取組みを推進してまいりました。

活動内容といたしましては、整備工事が開始となる地域では、下水道事業の必要性を理解いただくため、事業説明会を開催し、接続率を同率である 90%として維持するために、未接続世帯に対しましては接続案内のポスティングを行ってまいりました。

不特定多数の市民の方を対象としてもイベントでの啓発活動を行ってまいりました。

啓発活動といたしまして、最近ではコミュニティバスの車内広告や、市公式 YouTube チャンネルによる動画配信などの新たな手法も導入しております。

経済的支援といたしましては、接続に伴う費用負担の軽減を図るため、「切替工事にかかる費用の無利子の貸付」や、「私道の下水道整備に対する助成制度」を設け、接続の促進を図っております。

これまでの活動の効果についてご説明いたします。

４ページをご覧ください。

こちらは今年度７月に実施いたしました「いちモニアンケート結果」の結果からの抜粋となります。

アンケート結果から、切替工事を行った理由として、「市から通知があったため」とした方が最も多かったことから、供用開始前後の周知啓発活動の効果があったことが示されております。

今後も、供用開始前後には、このような活動を行い、集中的に強化して行っていくことで、早期の接続者の増加につなげていきたいと考えております。

５ページをご覧ください。

こちらも同アンケートからの抜粋となりますが経済的支援につきましてはアンケート結果から、本制度が十分に周知されていない現状が浮き彫りとなりました。

今後は制度の効果的な周知方法を検討し、一人でも多くの方の早期接続へとつなげていきたいと考えております。

次に、今後の新たな取組みについてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

接続率の推移についての資料提示のご要望がありましたことから、過去に調査したエリアにおける、接続率の推移をお示しいたします。

1 年目で、接続が大きく進み、2 年目、3 年目も増加するものの、4 年目以降は増加が鈍化し、横ばいとなる傾向がみられます。

この調査は、地域の特性や転出入など様々な要因が影響しますので、難しい調査とはなりますが一つの特定のエリアにおける推移ではありますが、一つの傾向として見ることができ、一定数の未接続世帯が残ることが分かります。

接続世帯の増加を目指すためには、積極的な市からの動きかけにより、整備後間もない接続を増やす取り組みとあわせ、このような未接続のままとなっている世帯への継続的な働きかけが重要であると考えております。

7 ページをご覧ください。

これまで、未接続のままとなってしまっている世帯に対しては、継続的に文書の投函を行ってまいりましたが、どのような家屋が未接続となっているのかを調べ、アンケートと併せ、理由を分析し、対応を検討いたしました。

供用開始したエリアの現在の接続状況を調査し、特徴を調べましたところ、エリアごとに築年数が経過した住宅、 共同住宅や店舗、私道沿線の家屋、といったように、特徴があることが分かりました。

4 ページにお戻りください。

これを分析しましたところ、アンケート結果にありますように、築年数が経過した住宅では、費用が高い、浄化槽が入っており不便を感じていない、きっかけがない、手続きが分からないなどの様々な理由で未接続となっていることが分かりました。

上のグラフで接続工事を行った理由として、浄化槽の維持管理費の削減という理由で切り替えた方も多数いらっしゃることから、接続が必要だと感じていない世帯に対しましては、浄化槽と比べた維持費の差などを個別相談会の開催や、相談会に出向けない方にはオンラインによって周知を行ってまいります。

お手元に、ご用意しました A4 横の「資料 2」は令和 5 年度の第 2 回審議会でご説明させていただいた資料を時点修正したものとなりますが、下水道接続は経済的であるということをこのような形で紹介することも必要と考えております。

「費用の高さ」を理由に接続を躊躇することについては、貸付による一時的な負担を軽減する方法を、しつかりと周知していきたいと思います。

また手続きが分からないといった声には、接続へのハードルを下げる分かりやすい接続案内のアプローチなども研究してまいります。

7 ページをお願いいたします。

共同住宅や店舗が未接続となっているエリアもございました。

家主や店舗経営においても、これも先ほどご覧いただいた資料などから浄化槽の維持管理の手間や手数料がかからないことを考えれば、長期的には得になること等を周知し、接続のタイミングを早められる働きかけを行います。

私道沿線の家屋につきましては、1 か所で私道沿線世帯の増が見込めることから、下水道使用料収入増にまとまってつながるものですが、今後北部の整備を進めるに当たり、このような家屋が増えてまいりますなか、私道助成の周知が足りていなかったことから、周知啓発を徹底するとともに、これもアンケートより、合意形成が難しいといった回答もみられますことから、申請期間の検討や、利用しやすい制度とする対応など検討し、接続を促進してまいります。

このように、これまで、不特定多数の市民の皆様に対し行う周知啓発から、効果のある周知啓発に対しては強化し、未接続のまま接続まで時間を要している世帯に対しては、未接続となっている理由等調査分析し、対応をきめ細やかに行い、 接続件数を増やし、下水道使用料収入の増を図ってまいります。

以上で水洗化普及に向けた取り組みの説明を終わります。

○ 森田会長

ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問、コメント等があれば伺いますが、いかがでしょうか。

○ 横尾委員

今のご説明の関連ではないのですが、冒頭に部長の方から今回の大雨に関する被害状況の説明がありました。

情報共有とご質問がありまして、今回の大雨は類を見ないということで、日々ニュース等で取り上げられてますけども、おそらく今後同様の大雨は毎年起きる可能性もあるかなと思っております。

そういった中で、今回の大雨に関しまして、市として、下水道事業として何か参考になるものがあったのか、今後の対応に関して改善するところがあったのかという点をお聞きしたいのと、もう 1 つは情報共有ですけども、私の親族が二俣に住んでまして、毎回雨が降りますと側溝の水があふれかえって下水も一緒にあふれかえるという非常に浸水しやすい地区なんですけども、今回の大雨でも同様でした。

その後ですね、ポスティングのチラシが入ってまして、そこには業者さんの名前とかよくわからないんですけども、「エリアごとに低料金で清掃しますよ」というようなチラシが入っているそうです。

熊本地震のときもあるように、そういうあやしい業者が排水管の取り替えとかを行うのではないかとちょっと想像しちゃいまして、そういったことも心配しております。

また、下水があふれた翌日に水が引いた後も、下水や汚物が道路等に散乱するといったことがあるようです。

そういったことに関して、市として清掃作業のようなことがなされることがあるのかどうか、ぜひ教えてください。以上です。

○ 下水道建設課長 外岡

下水道建設課でございます。

冒頭に部長からお話させていただいた通り、まだ被害の全容や詳細などは掴めていない状況でございます。

そういった中で少しでも情報収集をして、昨日も市長を交えて浸水被害が大きかった現場の視察を行ったり、状況をお伺いしております。

今委員がおっしゃった具体的な対策などはまだお示しできるようなものはございませんが、引き続き他市の事例なども調査しながら、時間 50 ミリを超えるような雨に対してどう対応していくか、考えていかなければいけないと思っております。

また、二俣地区に関しましても現場を確認いたしました。

一部報道でもあった保育園等にも直接お伺いして情報を聞いております。

これもまだ具体的なご案内ができる状態ではないのですが、少しでもできることがないか考えてまいりたいと思います。

床下・床上等の浸水後の清掃等につきましては、市の環境部の方でお手伝いできるような制度がございますので、お問い合わせがあればご案内をしております。

以上です。

○ 横尾委員

道路の清掃などはなされるのですか。

○ 下水道建設課長 外岡

環境部に確認したところ、床下・床上だけではなく、状況によっては道路の方も清掃するというふうに聞いております。

ただ、今回はエリアが非常に広い状況ですので、十分な体制がとれるかなどは確認が取れていないところです。

○ 森田会長

ありがとうございました。この審議会にとっても極めて関心の高いところでありますけれども、現時点では情報がまだ整理されていないということですので、浸水対策などの調査が済んだ後に、またご報告いただければいいかなと思います。

○ 幸前委員

先ほど横尾委員がお話しされたことに付け足しですが、私の住まいの北方でも、水の集まるところは床下・床上くらいまで浸水した部分がありました。

翌日、水が引くと排水溝の網のところにゴミがたくさん溜まっていたり、道路に砂利がいっぱいありました。

近所の方が役所に連絡したところ、トラックが来てショベルで散らばったものを集めていらっしゃいました。

その次の日も大雨が降りましたので、排水溝のゴミの清掃などは本当に一生懸命やっていらっしゃったということがありましたのでお話しさせていただきます。

それと、先ほどの議題の件でございますが、私どもの自宅の近くで、2 期ほど前に下水道が通りました。

少し離れたところに倉庫として使っている築 60 年以上の古い家があるのですが、そちらも下水道工事がちょうど終わり、ポスティングの紙が入っていました。

工事が終わって接続できるということで見積もりを取ったのですが、昔の家なのでお風呂とトイレと台所が全部別々で、配管が 1 ヶ所ではなく家の下を通っていたり外に出たりしています。

リフォーム会社の方と相談したところ、今後のことを考えたら家の下を通すより全部外に出したほうがいいとのことでした。

しかし、そうすると費用が高くなります。

浄化槽の点検よりも下水道に接続した方が長期的には安くなるので早めにやろうとは思っていますが、子育て世代の方、例えば子供が 3 人 4 人いて毎日洗濯機を 3 回回すようなご家庭では、浄化槽の方が安いと感じるのではないかと思います。

1 ヶ月の水道代の請求が 1 万5, 000円くらいかかるところ、下水道も含めると 3 万円ぐらいになっちゃうかなと思うと、ランニングコストが浄化槽より下水道の方が高いと感じて接続をためらう方もいるのではないでしょうか。

ぜひ、中学生・高校生あたりの子供がいるような水道使用量が多いご家庭に向けて、下水道に変えるメリットなどをアプローチしていただければと思います。

○ 下水道経営課長 本間

下水道経営課でございます。

今回、下水道使用料の改定を検討しておりますが、使用量が多い世帯に対する負担等の配慮につきましては、別途あわせて検討していきたいと考えております。

○ 横尾委員

3 ページですが、コミュニティバスの車内広報や市公式 YouTube チャンネルによる広報活動についてお伺いします。

YouTube チャンネルはいつから開設されたのか、また閲覧数はどれくらいか把握されていれば教えていただきたいと思います。

ぜひ YouTube チャンネルを有効に使ってほしいと思います。

○ 下水道経営課長 本間

動画の方は令和 6 年度から、コミュニティバスの掲示の方は令和 7 年度から行っております。

動画の方の再生回数といたしましては、令和 6 年 4 月から令和8年の6月までの延べ再生回数として 1 万1, 135回を記録しております。

今後も工夫を重ねてまいりたいと思っております。

○ 横尾委員

ぜひ市民からのコメントが投稿できるような環境も検討して、情報を集めていただければと思います。

○ つかこし委員

資料についてお伺いしたいのですが、まず 6 ページの宮久保 5 丁目をモデル地域とした公共下水道整備の接続状況についてです。

150 件という少ない数字の特定の地域の推移を表されていますが、市全体ではなく宮久保 5 丁目を特定したその理由を教えていただけますでしょうか。

○ 下水道経営課長 本間

前回の審議会で、揃えられる資料ということでしたので、現時点で持っている資料の中で最もわかりやすい例として提示いたしました。

○ つかこし委員

宮久保 5 丁目以外の資料は持っていないということでしょうか。

○ 下水道経営課長 本間

複数のエリアで調査したものはございますが、平均的な分かりやすい地域が宮久保５丁目でした。

接続率の伸び方は様々ですが、10 年経つと一定数の未接続がそのまま残るということが読み取れます。

○ つかこし委員

接続率の伸び率は様々というご答弁でしたが、地域によってはこれよりも非常に高い数字で接続した地域もあったのではないかと思うのですが、そういった地域はなかったのでしょうか。

○ 下水道経営課長 本間

同時に行いました調査の中で、２年目に伸びたところは宮久保５丁目以外にもありましたが、3 年目の 89.1%という数字は宮久保 5 丁目が一番高い数字となっております。

○ つかこし委員

資料 2 ページについて質問ですが、令和 6 年度の整備人口約40万件が、令和 7 年度になった時の接続比率はどれくらい増えているか、全体的な数値は持っていますか。

整備人口が増えれば、接続人口の推移も変わってきます。

令和６年度の整備人口が90%であるのであれば、令和７年度は90%以上の数字になるのではないかと思うのですが。

○ 下水道経営課長 本間

全体の地域としては、ご質問にあった数字は把握しておりません。

全域については転出入や改築などがあり、対象が変動するため、ある地域ということで示させていただきました。

○ つかこし委員

一部の特定の地域の資料だけでは議論が難しいのではないか。

接続率をもっと上げて収入を上げた方が良いのではないかという議論も出てくるのではないでしょうか。

接続率の資料は今はないというだけで、持ち帰って調べれば資料を作れるのか確認させてください。

○ 下水道経営課長　本間
　接続人口は非常に流動的なものであり、市内全域を追跡調査をすることは非常に難しいため、資料は持ち合わせておりません。

○ つかこし委員
　続いて、浄化槽の維持管理費と下水道使用料の比較についてお伺いします。
　月々の下水道使用料のモデル料金はいくらとしているのか。

○ 下水道経営課長　本間
　17ページをご覧ください。
　市川市の令和８年度の一般家庭（20 ㎥）の一月あたりの料金は 2,634 円としています。

○ つかこし委員
　単独浄化槽の年間の維持管理費は幾らくらいを想定されているのでしょうか。

○ 下水道経営課長　本間
　資料2で合併浄化槽（5 人槽）と下水道の維持管理費の比較についてお示ししています。

○ 河川・下水道管理課長　浅田
　単独浄化槽の年間の維持管理費はおおむね７万円くらいかかるとデータを持っております。
　内訳としては、法定第 7 条検査が約 11,000 円、第 11 条検査が約 6,000 円、保守点検が年 4 回で約 12,760 円、清掃が約 22,000 円程度、電気代が約 26,000 円程度などとなっており、トータルで7万円くらいとなります。
　また、別途処分費用などがかかってまいります。

○ つかこし委員
　単独浄化槽であっても、下水道の方が長い目で見ればお得という認識でよろしいでしょうか。

○ 河川・下水道管理課長　浅田
　下水道の方が維持管理の手間や破損リスク等がないため、長い目で見ればお得であり、安心感という面でも優れていると考えております。

○ 下水道経営課長 本間
今後の接続促進活動の中で、そうした費用面の優位性も市民の方にお伝えしていく予定です。

○ 森田会長
単独浄化槽のお話がありましたが、今委員はデータがない中で聞いておりますので、できれば資料 2 の中に単独浄化槽も含めて比較できるようにしていただけると公平な議論ができるかと思います。
また、単独浄化槽や合併浄化槽が現在何件あるのかといった全体のマスがわかると比較しやすいので、次回以降そういうデータをそろえていただければと思いますがいかがでしょうか。

○ 下水道経営課長 本間
次回以降ご用意させていただきます。

次第2 本市の経営状況や今後の見通しについて

○ 森田会長
それでは次に、次第の 2「本市の経営状況や今後の見通し」について、事務局から説明をお願いします。

○ 下水道経営課長 本間
それでは、次第に従いまして、「本市の経営状況や今後の見通しについて」、ご説明をさせていただきます。
8 ページをご覧ください。
前回の審議会にて、「過去の経費回収率はどのように推移してきたか」、また「汚水処理経費は見通しと比べてどうだったか」というご質問をいただいております。
経費回収率については、(1)は表で、(2)はグラフで示させていただきました。
令和 5 年度に使用料の改定では、一時的に回復しましたが、コロナ禍などの社会情勢を踏まえ一般世帯へ配慮した措置を実施した結果、100%を回復するまでには至りませんでした。
その後の状況といたしましては、未普及対策工事などの進捗に伴い、利息等の負担増加が続き、県流域下水道維持管理費負担金の単価引き上げも行われ、経費回収率は悪化傾向が続いております。
汚水処理経費の上昇理由ですが、令和 6 年度から 7 年度について、県流域下水道維持管理費負担金の単価引き上げは 1.7 億円の増となったことが大きく影響いたしました。

これに利息等の増加も重なった結果、汚水処理経費を、対前年度比3.1億円押し上げることとなり、経費回収率を悪化させる要因となったところでございます。

汚水処理経費は、見通しと比べてどうだったかということに関しましては、令和6年度に改定した市川市下水道事業経営戦略における令和7年度の想定と比較した場合には、ほぼ見込み通りの状況となっております。

ただし、令和8年度以降においては、令和7年度末における金利が大きく影響してくることから、ここまで金利が上昇するものとは見込んでいなかったため、想定よりも大きく収支が悪化していくものと考えており、不足額が膨らむ最たる要因となっております。

そのほか、節水傾向から使用料収入が伸び悩むことなどが想定されることから、経営戦略策定時よりも、危機意識をさらに強めたものへ見直しております。

9ページをご覧ください。

本市の老朽化対策についてご説明いたします。

令和7年1月に八潮市で発生した大規模な道路陥没事故により、改めて下水道施設をはじめとするインフラの老朽化対策の重要性を認識させられたところでございます。

本市においても、最初に下水道の整備に着手した菅野処理区では、整備から50年以上が経過しており、老朽化が進行しております。

老朽化した下水道管路に起因する道路陥没は、小規模ではありますが本市においても発生しており、主に家屋から下水道本管に接続する直径15センチメートル程度の陶製の取付管の上部においてみられ、対策の必要性が高まってきております。

下の方にあります写真は、陥没状況と老朽化が進む管路内の様子です。

老朽化対策としましては、令和元年度に策定した「市川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、菅野処理区内の管渠の改修や陶製の取付管を交換する工事を進めているところでございます。

今後は、これらも含めて、計画的に改築を進めていくこととしておりますことから、今後10年間で老朽化対策に係る事業費としては260億円となる見通しとなっております。

下水道法が改正され、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを、使用料算定において加味することが明記されました。

詳細については、今後国土交通省令で定められるため、明らかになり次第、反映を検討してまいりますが、本市では既に計画的に改築する費用は見込んだものとして 使用料算定を行っております。

10ページをご登ください。

ほかに前回の審議会においていただいたご意見として、現在の使用料単価を維持した場合には、令和12年度には最大で約30億円の不足額が発生する見込みである旨お話した際、市民の皆様に身近な例で比較し、その影響の大きさについて把握したうえで審議に臨むのが良いのではないかとお話いただきましたので、ここで例示させていただきました。

令和 8 年度当初予算で、ごみの収集に係る事業費については約 24 億円、公園の維持管理に係る事業費が約 10 億円、母子健康診査事業が約 5.3 億円、消防車や救急車の更新費用は約 3.6 億円となっております。

11 ページをご覧ください。

「経費回収率の見通し」についてご説明いたします。

(1)は現在の使用料を維持した場合の見通しを示した表となります。

汚水対象経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを示す経費回収率は、約 5%ずつ右肩下がりに推移し、5 年後には 60%前後になるものと想定しております。

これは、施設の管理費や動力費など下水道サービスを提供するための経費である維持管理費は賄えるものの、利息等の下水道施設を整備するための経費である資本費は賄いきれない状況です。

現在は利息等の資本費は全体の経費の 3 分の 1 程度の割合ですが、下水道の整備の進捗により、この資本費が年々増加するため、5 年後にはだいたい全体の経費の 2 分の 1 以上となり、その後も増加し続ける形となります。

これにより、令和 12 年度には収支不足額が約 30 億円になる見込みとなり、この収支不足額を解消するため、一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況となります。

12 ページをご覧ください。

この経営状況の悪化から、一般会計からの補てんがないと、下水道事業会計の資金不足は深刻なものとなります。

長期的には、最大で約 2,000 億円の不足が生じることになります。

企業債の借入に伴う償還期間が 30 年であることから、未普及対策や、安心安全を守る老朽化対策などに係る工事の財源としての企業債の元利償還が終了する約 30 年後に、資金不足はピークを迎えるものと考えられます。

足元では、令和 9 年度から資金がマイナスとなるとシミュレーションしていますが、令和 8 年度は、建設改良工事の原資として出資金を当初予算にて 6 億 2,000 万円計上しており、この補てんがなければ資金は令和 8 年度からマイナスとなっております。

また、令和 9 年度においても同様に一般会計からの補てんをしなければ、経営が立ち行かない状況となる見込みです。

本市の経営状況や今後の見通しの説明は以上となります。

○ 森田会長

ご説明ありがとうございました。

現状のままでいくと約30億円不足し、一般会計からの補填がないと深刻な資金不足に陥るというご説明でした。

続いて、その不足額をどう解消していくかという「適正な使用料水準の考え方」について、事務局から説明をお願いいたします。

次第3 《審議》適正な使用料水準について

○ 下水道経営課長 本間

次に、適正な使用料水準の考え方についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

このような状況から、使用料改定の必要性の検討は喫緊の課題であると言えます。

今回の算定期間は、令和 10 年度から令和 13 年度までとしており、その 4 年間における収支均衡を達成するには 1 年あたりの不足額 30 億円を解消するだけの収入が目安となります。

この不足額 30 億円のうち、どの程度まで下水道使用者に負担してもらうのが適正と言えるか、その水準についてご審議いただきたいと思います。

ご審議にあたりましては、「適正な使用料水準」について 4 つの考え方をお示しいたします。

これらを踏まえ、委員の皆様からご意見をいただきながら、審議会として方向性をまとめていただきたいと考えております。

パターンとしては

⑴ 国の基準を満たす使用料水準(単価 150 円/㎥)

国の繰出基準を満たし、正当な基準内繰入を活用して最低限の独立採算を達成する水準。

⑵ 最低限の整備に対応した受益者負担水準(単価 157 円/㎥程度)

分流式下水道の割高な経費のうち、合流式並みの整備費(3 分の 1)を使用料で賄う水準。

⑶ 近隣市における最高水準(野田市並み:単価 164円/㎥)

近隣の直近改定自治体の最高水準に合わせた水準。

⑷ 全額を使用料にて負担する水準(単価230円/㎥)

一般会計からの補填に頼らず、全額を使用料収入のみで収支均衡させる水準。

の 4 つです。

なお、ご審議いただく際の参考として 4 つのパターンが、それぞれ具体的にどの程度の改定率を必要とするのか、またどの程度一般会計(市税)が負担しなければならなくなるのか参考としてお示しさせていただきました。

それぞれのパターンにかかる考え方についてご説明させていただきます。

まず⑴として「国の基準を満たす使用料の考え方」についてご説明します。

14 ページをご覧ください。

下水道事業は「独立採算の原則」に基づき、自立した経営が求められます。

汚水経費であっても、国の繰出基準に基づく経費については「公費負担」として認められ、使用料で賄うべき経費から控除することができます。

しかし、国の基準によらない「基準外繰入」については、経費から控除することができず、そのまま「使用料で賄うべき経費」として扱われることから、基準外繰入が発生しているということは、本来使用料で賄うべき経費を賄えておらず、「独立採算が達成できていない」状態であることを意味します。

そこで、本市が目指すべき一つの明確な指標となるのが、国の下水道事業繰出基準である「使用料単価 150 円/㎥」です。

この「適正基準である150円/㎥」を達成することができれば、それによって生じる不足分については、制度に則った正当な「基準内繰入」として一般会計から繰り入れることが可能となります。

繰り入れにより、最低限の独立採算を達成した状態となります。

ただし、令和 10 年度については、10 月 1 日改定となるため改定効果は半分となることから、150 円/㎥の基準を満たせず、国庫補助金の重点配分として通常よりも上乗せした国庫補助金を受けることができなくなります。

15 ページをご覧ください。

次に⑵として、「最低限の整備（合流式）に対応した受益者負担水準」の考え方についてご説明します。

分流式下水道の整備費は、公益性に優れる反面、経費が割高となることは、第 1 回の審議会においてもご説明させていただいたところですが、その経費は合流式下水道を整備した場合と比較して、使用料で賄うべき経費として、約 3 倍程度割高となるとされています。

仮にすべて合流式下水道で整備した場合、下水道の整備に係る経費は、分流式下水道の 3 分の 1 程度で済むということになります。

この 3 分の 1 を下水道使用料で賄うことができていれば、最低限の整備賓用を賄えている水準にあり、残りの３分の２は、その公益性から一般会計（市税）で負担すべき経費として整理ができると考えます。

参考とはなりますが、この場合の使用料単価は 157 円/㎥程度と考えられます。

仮に、（1）の「国の基準を満たす使用料」である使用料単価 150 円/㎥を選択した場合、下水道使用料は使用水量に応じて負担すべき単価が増える設計となっているため、改定後において使用水量が著しく少ない年度となった場合に、一人ひとりの平均単価が下がるため、総じて 150 円/㎥に届かないといったこともありえます。

しかし、157 円/㎥程度であればその心配もない水準と言えます。

16 ページをご覧ください。

こちらでは、参考として総務省の汚水資本費の分析結果として、分流式整備による下水道が、合流式整備による下水道よりも、決算統計ベースで、負担すべき汚水資本費単価が 3 倍以上の格差が生じる旨を示す報告書を記載させていただきました。

整備に係る経費は、それぞれの置かれている状況に応じて異なることとなるため、単純に比較することは困難ですが、下段のイメージ図のように、合流式の下水道は、大雨などで一時的に多量に発生する雨水に対応するため、その整備費用に係る用途の大部分が、雨水の経費となるのに対し、分流式の下水道は、川の水質保全効果などを期待し、汚水が雨水と混ざらないようにする必要性から、雨水管と汚水管に分けて整備するため、整備費用としても割高となります。

17 ページをご覧ください。

こちらでは、⑶「近隣市における最高水準」についてご説明します。

この表では、近隣市の使用料改定の状況と、その改定率を反映した令和 8 年度の使用料単価の見込みを記載しています。

直近の令和 7 年及び令和 8 年に改定した 4 市（千葉市 野田市 我孫子市 市原市）の使用料単価は、150 円/㎥から 164 円/㎥となり、近隣市においては人口密度が比較的高い自治体のなかでは、野田市の 164 円/㎥が最高水準に現状ではあると言えます。

最高水準である野田市並みとした場合を、想定したものが、⑶となります。

なお、近年の傾向として、直近で改定している自治体に限ればおよそ 157 円/㎥程度が平均単価となっております。

⑷全額使用料とする考え方につきましては、令和 6 年度改定の経営戦略でお示しした考え方となります。

本日お手元にお配りしました A4 縦の資料 3 市川市下水道事業経営戦略からの抜粋にあります考え方です。

算定期間ごとに使用料収入のみで収支均衡することができ、算定期間において下水道使用料により独立採算を達成しているといえます。

18 ページをご覧ください。

先に 12 ページにてお示しした約 2,000 億円の資金不足から使用料単価を 150 円/㎥以上とした改定を行うと、基準内繰入（分流）を獲得することにより、資金不足の額は約 1,600 億円解消され、残り約 400 億円となる見込みです。

なお、使用料単価 150 円/㎥以上であれば、令和 10 年度を除き、すべてのパターンで青い線グラフの推移を辿ります。

使用料単価が増えれば、基準内繰入に係る金額が少なくなり、一般会計の負担が少なくなることが理由となります。

これにより、令和 25 年度まで資金を保つことができる見通しとなります。

しかし、長期的に見れば依然として資金不足となることが想定されるため、計画的、段階的な使用料の見直しを今後も検討していくことが必要であると考えます。

19 ページをご覧ください。

これまでご説明いたしましたパターンを踏まえまして、適正な使用料水準についてご審議をいただければと思います。

よろしくお願いします。

○ 森田会長

ご説明ありがとうございました。

4 つのパターンをご説明いただきましたが、これらをどうするかというご審議になります。

基準内繰り入れと基準外繰り入れの違いについて、改めてご説明いただけますでしょうか。

○ 下水道経営課長 本間

基準内繰り入れは、国が基準で定めているもので、公費にてまかなうべきものとされる経費を一般会計が負担するため、下水道事業会計へ繰り入れるお金になります。

一方、基準外繰り入れは、本来使用料にてまかなうべき経費について、資金不足などを補うために一般会計から繰り入れるものです。

市川市では国の基準には規定されていないものの、市の独自施策として実施する生活保護世帯への使用料減免など、本来下水道使用者に負担させるべきではない経費について、基準外繰り入れを行っており、単なる資金不足の補てんのみを主目的とするような繰り入れは差し控えております。

○ 下水道部次長 西澤

基準内繰り入れは、公営企業会計や特別会計に対して国がこういう経費は繰り入れてよい・すべきだと定めて整理しているものです。

例えばその公益性から分流式下水道の整備を国は進めていますが、合流式に比べ割高な経費となるため、適正な使用料を徴収してもなお回収することが困難な経費として、繰出の基準で認められています。

13 ページの表は不足額の 30 億円をどのように補うかということを示した資料になります。

例えば⑴は使用料単価を 150 円/㎥にすることで、正当な基準内繰り入れとして 27.5 億円を一般会計から繰り入れることが可能となりますが、はたして一般会計に 27.5 億円お世話になって良いのかということもありますので、段階的に示したものになります。

○ 横尾委員

4 つのパターンを拝見しまして、2 番目の改定率 10%(157 円/㎥付近)に落ち着くのかなと思ったりもしますが、物価高の影響を受ける一般世帯への配慮を考えたときに、この計算式が本当に成り立つのか少し疑問に思いましたがいかがでしょうか。

○ 下水道経営課長　本間
　こちらにお示ししましたのはあくまで考え方であり、10%（157 円/㎥）がマストというわけではありません。
　独立採算を達成しながら、次回ご検討いただく料金体系とあわせて、トータルで改定率を見定めていくものと認識しております。

○ 幸前委員
　⑴の 150 円/㎥にすると令和 11 年度から基準外繰入は無くなるのでしょうか。

○ 下水道経営課長　本間
　市の施策として行っている生活保護減免分の基準外繰入などは残ります。

○ 幸前委員
　改定率 60%（⑷の 230 円/㎥）は現実的ではないが、せっかく改定をするのであれば⑴の 150 円/㎥ではなく⑵の 157 円/㎥位まで上げた方が良いのではと思います。

○ つかこし委員
　市川市の人口はどのように算出しているのか。

○ 下水道経営課長　本間
　人口は企画課が作成した推計によりシュミレーションしています。令和22年度までは人口50万人を維持し、その後減少する想定です。

○ つかこし委員
　人口の資料は共有してもらえるか。

○ 下水道経営課長　本間
　次回、資料を共有させていただきます。

○ 森田会長
　事実関係としてこのままでは赤字で使用料を上げざるを得ないことや、老朽化の対応が必要であるということは審議会として了解かなと思う。
　下水道は使っている人が負担すべきという原則を考えると、⑷の 230 円/㎥もあるかと思いますが影響も大きい。
　なかなか難しいが、最終的には議会で決めていただくことになるが、審議会としては⑵の 157 円/㎥か⑶の164円/㎥かと思うがいかがでしょうか。

○ 杉浦委員

今回の大雨で、川が氾濫しなかったことが本当に良かったと思う。

下水道の整備が終われば市民のほとんどが利用するものであるため、下水道使用料の負担はできるだけ少ないほうがよいと考えます。

一般会計からの繰入については、下水道は皆が使うものなので致し方ないと思う。

他の市よりも料金を安く保つことで、下水道に切り替えやすくなるのではないか。

原資となる一般会計については議会等でしっかり無駄をチェックして、皆が使うものにお金を回す形でもよいのではないでしょうか。

個人的には⑴の「国の基準を満たす使用料水準」支持の意見として発言させていただきます。

○ 森田会長

一般会計からの繰り入れを増やし、下水道料金を下げるということは、他の行政サービス教育や福祉などへの影響があるということになる。

様々なご意見があり、これが正しいということ答えを出すことは難しい。

下水道本来の考え方では、使用している人が負担をするのが原則であり、50万人の人口がおり実際に下水道を使っている方が36万人ということは、14万人の税金を下水道に持ってくるということになる。

事務局として⑴から⑷のどれかに決めた方が良いか。

○ 下水道経営課長　本間

次回、使用料体系の審議をしていただきます。金額ということではなく、考え方の方向性をまとめていただければと思います。

○ 横尾委員

今回改定をすると、次回の改定はいつになるのか。

○ 下水道経営課長　本間

今回の改定は令和 10 年 10 月1日を予定しており、次回は経営戦略に基づき令和 14 年度に改定が必要か検討する予定です。

○ 亀田委員

使用料をいくらくらいにするべきか、他の自治体がどういう手段をとっていたのか、他の市の込み入った情報になると思うが整理することは可能か。

赤字の状況になっている近隣の市があれば、議論の参考になると思う。

○ 下水道経営課長　本間

各市が改定率の調整をどのように行っているかについては把握していない。

各市によって状況が異なる。早い段階から分流で整備している市や、下水道の整備がすでに終わっている市もある。

本市は基準にない赤字繰入は行っていないが、基準外の繰入を潤沢に行っている市もある。

ただし、その市は下水道普及率が90%以上であるため、一般会計から繰り入れても皆さんに還元できる状況である。

本市は80%代であるため、浄化槽を使用している方に下水道の負担をかけてしまうことになり、本市は本市の考え方をする必要がある。

○ 横尾委員

令和10年以降の改定は都度検討なのか、4年後なのか。

○ 下水道経営課長　本間

経営戦略に基づき、4年後の令和14年の改定が必要か検討する予定である。

その都度、金利や使用料収入を反映しシュミレーションをしていく。

○ 久保川委員

今後 10 年間に必要な老朽化対策の事業費が 260 億円とのことだが、この費用を見込んで使用料を算定しているとのことだが、陶製の下水道管の更新費用や調節池の整備費用もこれに含まれているのか。

先ほどお話でもあった、今回の豪雨の中でも川氾濫はしてないという話でしたけれども、実際は幾つか小さい川や調節池も氾濫していました。

この辺の整備も強化をしていかなければいけない。

17ページの他市の資料の中で合流式・分流式の状況が一番似ているのが船橋市かと思う。

船橋市が140．9円/㎥から152円/㎥に改定するとのことで、155円/㎥前後が適当であると思う。改定率の算出について他市との比較を伺いたい。

○ 下水道経営課長　本間

経営戦略でお示しした老朽化対策の事業費 260 億円について、陶製の下水道管の更新費用や調節池の整備費用を含んでいる。

処理場やポンプ場の老朽化対策も含んでいるが、雨水処理の経費については公費が原則であり、一般会計より繰入をしているため、使用料算出の考えから除外している。

船橋市の使用料単価の具体的な算出方法については伺っていない。

○ 久保川委員

船橋市の改定率の考え方、経緯を調べておいてください。

○ 竹内委員

一般会計から多額の繰入は望ましくないと思う。

11ページのグラフを見ると、令和7年4億、令和8年9億、令和9年15億と年を重ねるごとに多額の赤字が発生している。

これを解消するには、⑵の「最低限の整備に対応した受益者負担水準」で決めていただけたらいいのではないかと思う。

○ 森田会長

意見はほぼ出尽くしたのではないかと思います。

審議会としては⑵の「最低限の整備に対応した受益者負担水準」ということでよろしいか。

○ 横尾委員

⑵の「最低限の整備に対応した受益者負担水準」を推している。

審議会の決定後、議会に提出して承認をいただくことになるのか。

○ 下水道経営課長 本間

資料 P.20 のとおり、3 月に審議会より答申をいただき庁内合意を行った後、令和 9 年 9 月議会で提案させていただくことになります。

今回は使用料の考え方について答申をいただく中で、金額がないと詳細が分からないため参考に記載させていただいた。

○ 森田会長

考え方について、審議会としては⑵の「最低限の整備に対応した受益者負担水準」にしたいと思います。

○ 下水道経営課主幹 中村

本日の審議会の内容につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき会議録を作成しまして、公開いたします。

その公開前には、皆様にメールあるいは郵送により、会議録の案を 1 ヶ月以内にお送りいたしますので、内容等を確認していただければと思います。

事務局からは以上です。

次第4　次回の審議事項について

○　下水道経営課長　本間

次回の審議事項についてお話をさせていただきます。

次回は第１回審議会でご意見がありました受益者負担を踏まえつつ、物価高の影響を受ける一般世帯に配慮するなど、市民に理解いただけるような使用料体系について検討し、審議をいたします。

第１回の審議会でご意見をいただきました一般世帯などへの配慮については、体系の見直しの中で、整理をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次回の審議会の開催は 11 月を予定しております。

○　森田会長

それでは、本日の議事はここまでとなります。